

各位

東京税関本関における通関処理体制の変更について

下記のとおり、本関通関部門の担当事務を変更しますので、お知らせします。

記

1. 実施日

令和4年7月1日（金）

2. 通関部門担当事務の変更（変更箇所：下線部）

| 変更後 | | | 現行 | | |
|---------------|-----------|------------------------------------------------------|--------|-------|-------------------------------------------------|
| 部門名 | 部門コード | 担当事務 | 部門名 | 部門コード | 担当事務 |
| 通関第1部門 | 01 | 輸入貨物 01～21 類 （自由化申告については、横持ち申告に限る。） | 通関第1部門 | 01 | 輸入貨物 01～21 類 （自由化申告については、横持ち申告に限る。） |
| 通関第2部門 | 02 | 輸入貨物 22～40 類 （自由化申告については、横持ち申告に限る。） | 通関第2部門 | 02 | 輸入貨物 22～40 類 （自由化申告については、横持ち申告に限る。） |
| 通関第3部門 | 03 | 輸入貨物 41～71 類 （自由化申告については、横持ち申告に限る。） | 通関第3部門 | 03 | 輸入貨物 41～71 類 （自由化申告については、横持ち申告に限る。） |
| 通関第4部門 | 04 | 輸入貨物 72～97 類 （自由化申告については、横持ち申告に限る。） | 通関第4部門 | 04 | 輸入貨物 72～97 類 （自由化申告については、横持ち申告に限る。） |
| 通関第5部門 | 05 | 輸入貨物（個人通関貨物） 輸出貨物及び輸出入 380・381 （自由化申告を含む） | 通関第5部門 | 05 | 輸入貨物（個人通関貨物） 輸出貨物及び輸出入 380・381 （自由化申告を含む） |
| 通関第6部門 | 36 | <u>輸入貨物 01～21 類</u> （自由化申告（横持ち申告は除く。）に限る。） | 通関第6部門 | 36 | 輸入貨物 01～97 類 （自由化申告（横持ち申告は除く。）に限る。） |
| <u>通関第7部門</u> | <u>37</u> | <u>輸入貨物 22～97 類</u> <u>（自由化申告（横持ち申告は除く。）に限る。）</u> | | | |

※ 通関第7部門の部門コードは「07」ではなく「37」であることに留意願います。

※ 時間外受付窓口、対応時間につきましては変更ありません。

3. 代表税番 22～97 類の輸入自由化申告（横持ち申告は除く。）の担当部門

(1) 7月1日前後における申告のあて先部門について

① 6月30日までに申告されるもの

通関第6部門をあて先部門としてください。

② 6月30日までに予備申告され、7月1日以降に本申告されるもの

予備申告は通関第6部門があて先部門となりますが、本申告は通関第7部門にあて先部門を変更したうえで行ってください。

③ 6月30日までに行われたBPに係るIBP申告

7月1日以降のIBP申告は、通関第7部門をあて先部門としてください。

④ 6月30日までに行われた引取申告に係る特例申告

7月1日以降の特例申告は、通関第7部門をあて先部門としてください。

(2) 審査中（保留）の申告について

6月30日の業務終了時点で審査中（保留）となっている申告（上記3.（1）②を除く。）については、7月1日以降も通関第6部門が継続して担当します。

(3) 事後審査中の申告について

6月30日の業務終了時点で事後審査中となっている申告については、7月1日以降は通関第7部門が担当します。

(4) 修正申告及び更正請求について

6月30日までに輸入許可された申告に対する修正申告（事後調修正を含む。）及び更正請求は、7月1日以降は通関第7部門に行ってください。

問合せ先

通関総括第5部門

TEL03-3599-6318